

## 第4章 児童福祉

### 1 家庭児童相談室

家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置し、家庭児童に関する専門的相談、指導を行わせるため家庭児童相談員を置く。

設置主体 市（市単独）

相談員 3名

#### (1) 児童相談所、児童福祉司の来市指導状況

（単位：日、件）

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
延 日 数	34	52	54	18	12
延 人 数	54	70	56	26	13
指導を受けた児童	28	22	42	19	23
指導を受けた延件数	87	75	71	16	26

#### (2) 家庭児童相談室相談状況

（単位：人）

区 分	19年度	20年度	21年度
養 護 相 談	44(8)	46(10)	40(18)
保 健 相 談	－(－)	－(－)	－(－)
肢 体 不 自 由 相 談	－(－)	－(－)	－(－)
視 聴 覚 障 が い 相 談	－(－)	－(－)	－(－)
言 語 発 達 障 が い 相 談	－(－)	－(－)	－(－)
重 症 心 身 障 が い 相 談	6(2)	12(4)	3(1)
知 的 障 が い 相 談	50(21)	18(8)	46(17)
自 閉 症 相 談	2(1)	2(1)	－(－)
ぐ 犯 行 為 等 相 談	2(1)	－(－)	－(－)
触 法 行 為 等 相 談	－(－)	－(－)	－(－)
性 格 行 動 相 談	26(6)	20(3)	31(6)
不 登 校 相 談	63(6)	33(7)	24(3)
適 正 相 談	－(－)	－(－)	－(－)
し っ け 相 談	－(－)	－(－)	－(－)
そ の 他	21(5)	32(6)	1(1)
計	214(50)	163(39)	145(36)
関係機関との連携	192	152	93

※1 ( ) 書きは、対象者数

2 「区分」欄の説明

- (1) 「養護相談」とは、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待及び保護の怠慢・拒否（ネグレクト）に関するもの。また、父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関するもの。
- (2) 「保健相談」とは、未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する子どもに関するもの。
- (3) 「ぐ犯行為等相談」とは、虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察から法第25条による通告のない子どもに関するもの。
- (4) 「触法行為等相談」とは、触法行為があったとして警察から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関するもの。
- (5) 「性格行動相談」とは、子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関するもの。
- (6) 「不登校相談」とは、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関するもの。非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、そのそれぞれの項に計上する。
- (7) 「適正相談」とは、進学適正、職業適性、学業不振等に関するもの。

## 2 遺児年金

義務教育修了前の児童で、両親又は父親と死別した児童を養育する者に対して遺児年金を支給する。

実施主体 市（市単独）

年金額 1人につき月額3,000円

支給状況

（単位：人、円）

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
対象者延数	302	267	223	211	168
対象者月平均	25.2	22.3	18.6	17.6	14.0
支出額	906,000	801,000	669,000	633,000	504,000

### 3 児童手当

小学校修了前の児童を養育し、前年の所得が一定金額未満の者に対して、この手当を支給する。

実施主体 市（国、道、市の負担割合は、下記のとおり）

- 対象者 (1) 被用者（児童手当の支給に要する費用に充てるため、国が拠出金を徴収している団体事業者に属する者）
- (2) 非被用者（被用者以外の者）
- (3) 特例給付（児童手当の所得要件に該当しない者のうち、所得が一定金額未満の者について、事業主の全額負担により支給される者）

#### 支給額

	3歳未満	3歳以上
第1子	月額10,000円	月額5,000円
第2子	月額10,000円	月額5,000円
第3子以降	月額10,000円	月額10,000円

#### 負担割合

区分		国	道	市
被用者	3歳未満の児童	8/10	1/10	1/10
	3歳以上の児童	1/3	1/3	1/3
非被用者		1/3	1/3	1/3
特例給付		10/10		

## 支給状況

(単位：人、円)

区 分		16 年度		17 年度		18 年度		
		延対象児童数	支出額	延対象児童数	支出額	延対象児童数	支出額	
3 歳未満	被用者	5,000 円	1,690	8,450,000	1,515	7,575,000	1,581	7,905,000
		10,000 円	347	3,470,000	288	2,880,000	336	3,360,000
		計	2,037	11,920,000	1,803	10,455,000	1,917	11,265,000
	特例給付	5,000 円	72	360,000	94	470,000	20	100,000
		10,000 円	4	40,000	3	30,000	4	40,000
		計	76	400,000	97	500,000	24	140,000
	非被用者	5,000 円	584	2,920,000	460	2,300,000	381	1,905,000
		10,000 円	143	1,430,000	138	1,380,000	125	1,250,000
		計	727	4,350,000	598	3,680,000	506	3,155,000
3 歳以上	被用者	5,000 円	4,593	22,965,000	4,712	23,560,000	7,028	35,140,000
		10,000 円	789	7,890,000	880	8,800,000	1,149	11,490,000
		計	5,382	30,855,000	5,592	32,360,000	8,177	46,630,000
	非被用者	5,000 円	1,580	7,900,000	1,607	8,035,000	2,225	11,125,000
		10,000 円	477	4,770,000	482	4,820,000	469	4,690,000
		計	2,057	12,670,000	2,089	12,855,000	2,694	15,815,000
計		10,279	60,195,000	10,179	59,850,000	13,318	77,005,000	

区 分		19 年度		20 年度		21 年度		
		延対象児童数	支出額	延対象児童数	支出額	延対象児童数	支出額	
3 歳未満	被用者	5,000 円	256	1,280,000				
		10,000 円	1,576	15,760,000	1,723	17,230,000	1,691	16,910,000
		計	1,832	17,040,000	1,723	17,230,000	1,691	16,910,000
	特例給付	5,000 円	2	10,000				
		10,000 円	10	100,000	17	170,000	8	80,000
		計	12	110,000	17	170,000	8	80,000
	非被用者	5,000 円	64	320,000				
		10,000 円	387	3,870,000	406	4,060,000	446	4,460,000
		計	451	4,190,000	406	4,060,000	446	4,460,000
3 歳以上	被用者	5,000 円	6,834	34,170,000	6,271	31,355,000	6,144	30,720,000
		10,000 円	1,140	11,400,000	1,002	10,020,000	989	9,890,000
		計	7,974	45,570,000	7,273	41,375,000	7,133	40,610,000
	非被用者	5,000 円	2,123	10,615,000	1,913	9,565,000	1,768	8,840,000
		10,000 円	515	5,150,000	457	4,570,000	452	4,520,000
		計	2,638	15,765,000	2,370	14,135,000	2,220	13,360,000
計		12,907	82,675,000	11,789	76,970,000	11,498	75,420,000	

※平成20年4月分から、3歳未満の児童は一律10,000円(月額)

#### 4 留守家庭児童会実施状況

##### (1) 開設場所

児童会名	設置場所	専任指導員
ひばり児童会	子どもセンターつばさ内	2人
すみれ児童会	上芦別保育園内	1人

##### (2) 留守家庭児童会実績調

(単位：人、日)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ひばり 児童会	1月平均在籍人数	58.4	57.7	58.4	59.8	55.8
	開設日数	241	241	243	244	241
	1日平均出席延人数	34.9	34.4	35.8	35.6	35.5
すみれ 児童会	1月平均在籍人数	15.5	15.7	17.8	25.0	22.6
	開設日数	238	239	242	244	242
	1日平均出席延人数	11.2	11.7	13.3	16.2	14.7
計	1月平均在籍人数	84.6	82.7	76.2	84.8	78.4
	1日平均出席延人数	53.6	53.7	49.1	51.8	50.2

#### 5 児童センター

異年齢集団の児童の交流や活動をとおして、遊びやスポーツ、行事等の経験や機会を与えるため、児童センターを設置し、児童の指導、助言、育成の助長を行う。

実施主体 市（市単独）

開設場所 子どもセンター「つばさ」

利用状況

(単位：人、日)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
利用人数	10,815	10,054	7,383	4,721	3,988
開設日数	359	359	360	294	293
1日平均利用人数	30.1	28.0	20.5	16.1	13.6

## 6 児童デイサービスセンター

発達・成長の遅れや障がいのある児童及び障がいの疑いがある児童が、保護者と通園することにより、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練など早期療育するとともに家族支援なども行う。

実施主体 市（市単独）

開設場所 子どもセンター「つばさ」

費用 障害者自立支援法に基づき国が定める基準により算定した額

利用状況 (単位：人)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
利用定員	20	20	20	20	20
利用実人員	19	18	20	18	19
利用延べ人員	875	545	671	646	693

## 7 子育て支援センター

子育ての不安や負担感を軽減し、子育て家庭の孤立化を防止するため、地域全体で子育てを支える環境作りを目指し、0歳から就学前までのお子さんと保護者の方に遊びの提供、相談、援助、情報提供、地域に出向いた活動と様々な支援を進める。

実施主体 市（市単独）

開設場所 子どもセンター「つばさ」

利用状況 (単位：人)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
遊びの広場	4,496	4,285	3,325	2,209	2,266
広場開放	2,909	1,695	1,260	651	372
サークル	1,560	1,036	1,266	1,338	1,139
子育てサロン	149	117	49	73	156
ピヨピヨひろば	104	252	237	231	114
相 談	17	1	6	—	1

※ 出前保育：平成16年度9月より実施。

平成19年度で終了し、平成21年3月から子育てサロンとして再開。

※ ピヨピヨひろば：平成17年6月より実施。（1ヶ月児から6ヶ月児対象）

## 8 児童福祉施設の入所

実施主体 道

入所状況（各年3月31日現在）

（単位：人）

種 別	所在地	施設名称	入 所 人 員				
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
児童養護施設	旭川市	旭川育児院	1	1	1	1	1
	美深町	美深育成園	1	1	1	1	0
	仁木町	桜ヶ丘学園	0	0	0	0	2
重症心身障がい児施設	札幌市	緑ヶ丘療育園	1	—	—	—	—
	小樽市	大倉山学院	1	—	—	—	—
	旭川市	北海道療育園	5	—	—	—	—
知的障がい児施設	美唄市	美唄学園	5	1	1	1	1
	伊達市	太陽の園	1	1	1	—	—
児童自立支援施設	遠軽町	北海道家庭学校	—	—	—	—	—
	北広島市	向陽学院	—	1	1	—	—
	七飯町	大沼学園	—	1	1	1	1
里子			—	—	—	—	—
	計		15	6	6	4	5

※ 平成18年度より法律の改正により、利用契約制度へ移行し20歳以上の利用者は措置解除となった。